

カイゼン報告用紙

課等名	高齢介護課	受 理 番 号	26-K023
-----	-------	---------	---------

標 題	特定職員 臨時職員等の削減
-----	---------------

1 これまでのやり方(問題点)……何がどのように問題であったか具体的に

これまで介護認定班では、認定調査(新規、更新、区分変更)を基本的に高齢介護課の職員(特定職員や臨時的任用職員を採用しており、6名の正規職員と特定職員等の16名の職員)により認定調査を実施していた。また、在宅高齢者支援班においても、介護予防事業を実施するため、特定職員3名及び臨時的任用職員6名を採用しており、この特定職員、臨時的任用職員がいないと事業が適正に執行できない状況にあった。

2 取組経過……改善実施までの取組内容、苦労した点、費やした時間等について具体的に

介護認定班における認定調査については、介護保険法の中で、更新申請、区分変更申請については、介護支援事業所等に委託することができると規定されていることから、委託先、委託件数拡大に向けて事業所へ交渉し、新規調査員や不慣れな調査員への研修や個別指導を実施し、いままで以上に認定調査の委託件数を増やしたことから、特定職員等の調査件数を減少させることができた。

※ 委託件数 H25:1,841件、H26:2,700件(見込) H25より860件以上増やす予定

在宅高齢者支援班の実施する介護予防事業の実施方法を、専門的な事業者への委託又は口腔、栄養、運動の専門的な事業講座から、3つをひとつの講座で総合的に行う講座とすることや、事業執行ボランティアの育成・活用などにより、特定職員等の削減を図った。

3 改善後のやり方……改善後の方法について具体的に

介護認定班の認定に係る業務としては、被保険者等からの要介護認定申請の受付、対象被保険者への認定調査、審査会による要介護度の決定、要介護認定の決定通知が主要な業務となり、介護保険法に基づく認定調査は事務受託法人(新規による申請)及び介護支援専門員等(更新・区分変更申請)への委託を促進する。また、認定業務についても包括委託を実施することにより、職員全体の削減を図る。

在宅高齢者支援班の業務の介護予防事業については、今後も専門の事業者等への委託を増やすとともに、ボランティアを育成し、独自に実施する介護予防事業を少なくすることで、特定職員、臨時的任用職員の採用を抑制する。

4 改善の効果……効果について数量等を具体的に

効果額 (算定根拠)	<p>【認定調査】平成26年度効果額 認定調査を委託することによる効果額 A 直営調査1件にかかる経費 7,250円 ※5年分の平均単価 B 委託調査1件にかかる経費 4,320円(不足分は臨時職員賃金から流用予定) 効果額 (A-B)×860件分 2519,800円</p> <p>【介護予防事業】平成26年度効果額 特定職員を任用し事業執行を予定していた部分を、臨時的任用職員で対応した。 ※報酬等から賃金へ予算組替 A 特定職員報酬・旅費・賞与(予算額)5,281千円 B 臨時的任用職員賃金(執行予定額)2,794千円 効果額 A-B=2,487千円(不用額)</p>
時間の節減 (算定根拠)	
その他の効果	<p>【認定調査】申請件数の増加に柔軟に対応できる。</p> <p>【介護予防事業】身近な地域で介護予防活動を実践できる高齢者のボランティアを育成することにより、地域での活動を通じた新たなネットワークづくりが期待でき、さらに、高齢者が社会的な役割を持つことにより、生きがいや、健康増進、介護予防へもつながる。</p>